（納付受託者の指定の基準）

第一条の九　令第七条の三第二号（納付受託者の指定要件）に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項（指定納付受託者）に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて関税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であることとする。

（担保の提供の手続）

第一条の十七　［略］

（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第二条　法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する関税関係帳簿は、同項に規定する保存義務者が、あらかじめ、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）に記録された事項に関し法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する修正申告又は法第七条の十六第四項（更正及び決定）に規定する更正（次項において「修正申告又

第五条第一項第五号及び第六条第一項	法第七条第一項	関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項
第五条第一項第五号	法第八条第二項	関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項
第六条第一項	承認済国税関係帳簿書類	承認済国税関係帳簿書類
第六条	所轄税務署長等	承認税関長
第六条第一項第三号及び第二項第三号	法第四条各項のいずれか	関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいずれか
第六条第二項	法第七条第二項	関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項
第七条	法第六条	関税法第七条の九第二項において準用する法第六条
第八条第一項	法第十条	関税法第七条の九第二項において準用する法第十条
第八条第二項及び第三項	法第十条ただし書	関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書

（納付受託者の指定の基準）

第一条の九　令第七条の三第二号（納付受託者の指定要件）に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項（証紙による収入の方法等）に規定する指定代理納付者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて関税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であることとする。

（担保の提供の手続）

第二条　［同上］

［条を加える。］